

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成27年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）税理士資格を有していないFPが、顧客の所得税の確定申告書を作成した。
- （イ）社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客が持参した「ねんきん定期便」を基に公的年金の受給見込み額を計算した。
- （ウ）弁護士資格を有していないFP（遺言者や公証人と利害関係はない）が、顧客から依頼され、公正証書遺言の証人となった。
- （エ）保険募集人の登録をしていないFPが、変額個人年金保険の商品概要について説明を行った。

問2

「消費者契約法」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保護の範囲は、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）とされており、法人は対象外とされている。
2. 事業者が消費者に重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と信じて結んだ契約は、取り消すことができる。
3. 事業者の債務不履行によって消費者に損害が発生した場合には、その損害を賠償する責任の全部を免除するという契約の条項は、有効である。
4. 金融商品販売を行う事業者が将来の受取額が不確実な商品について「必ず儲かる」と断言し、消費者がそれを信じて結んだ契約は、取り消すことができる。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、空欄（ア）の解答に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>

	RA株式会社	RB株式会社
株価（円）	2,400	4,000
1株当たり年間配当金（円）	40	100
1株当たり純資産（円）	1,000	3,200
1株当たり利益（円）	80	200

- ・ RA株式会社における配当利回りは、（ア）%である。
- ・ RA株式会社とRB株式会社の株価をPER（株価収益率）で比較した場合、（イ）株式会社の方が割安といえる。

1. （ア）1.67 （イ）RA
2. （ア）1.67 （イ）RB
3. （ア）3.33 （イ）RA
4. （ア）3.33 （イ）RB

問4

下記は、NISA（少額投資非課税制度）の概要を示した表である。下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）については考慮しないこととする。また、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

対象となる金融商品	上場株式、株式投資信託、（ア）等
口座開設	原則1人1口座
金融機関の変更	（イ）
非課税枠の未使用分	翌年以降に（ウ）

<語群>

1. 個人向け国債
2. J-REIT（不動産投資信託）
3. FX（外国為替証拠金取引）
4. 1年単位で可能
5. 3年単位で可能
6. 5年単位で可能
7. 繰り越せる
8. 繰り越せない

問6

大下さんはRS投資信託を新規募集時に1,000万口購入し、収益分配金を受け取っている。下記<資料>に基づき、大下さんが保有するRS投資信託に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[RS投資信託の商品概要(新規募集時)]

投資信託の分類：追加型投資信託／国内／株式

決算と収益分配：年1回

申込価格：1口当たり1円

申込単位：1万口以上1口単位

基準価額：当ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示

購入時手数料(税込み)：1,000万口未満 2.16%

1,000万口以上 1.08%

運用管理費用(信託報酬)(税込み)：純資産総額に対し年1.296%

信託財産留保額：1万口につき解約請求日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額

[大下さんが保有するRS投資信託の収益分配金受取時の状況]

収益分配前の個別元本：10,000円

収益分配前の基準価額： 9,000円

収益分配金 : 500円

収益分配後の基準価額： 8,500円

- ・ 大下さんが、RS投資信託を新規募集時に1,000万口購入した際に、支払った購入時手数料(税込み)は、(ア)である。
- ・ 収益分配時に、大下さんに支払われた収益分配金は、その全額が(イ)である。

1. (ア) 108,000円 (イ) 普通分配金
2. (ア) 108,000円 (イ) 元本払戻金(特別分配金)
3. (ア) 216,000円 (イ) 普通分配金
4. (ア) 216,000円 (イ) 元本払戻金(特別分配金)

【第3問】下記の（問7）～（問9）について解答しなさい。

問7

下記<資料>は、中古マンションについての新聞の折込み広告（抜粋）である。この広告の内容等に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

売中古マンション	住環境良好！ スーパー至近！
【物件概要】	
所在地	: 神奈川県□□市◇◇区□□3丁目
交通	: ○○線△△駅から徒歩8分
用途地域	: 準住居地域・第二種住居地域
販売価格	: 4,320万円
階/階建て	: 5階/10階
専有面積	: 72.56m ² （壁芯）
バルコニー面積	: 12.56m ²
管理費（月額）	: 21,600円
修繕積立金（月額）	: 8,640円
間取り	: 3LDK
構造	: 鉄筋コンクリート造
土地の権利	: 所有権
築年月	: 平成22年11月
総戸数	: 104戸
設備	: 都市ガス・公営水道・本下水
現況	: 空室
取引態様	: 専任媒介
写真（略）	
■ライフインフォメーション	
・ △△小学校…約460m	
・ △△中学校…約1,180m	
・ ○○高校…約360m	
・ スーパー▽▽…約50m	
・ △△郵便局…約200m	
PB不動産 神奈川県知事（3）第○○○○○号 TEL：044-×××-××××	

（ア）○○線△△駅からこの物件までの道路距離は、560m超640m以下である。

（イ）この物件のように、建築物の敷地が2つの用途地域にまたがる場合、制限のより厳しい用途地域の規制が適用される。

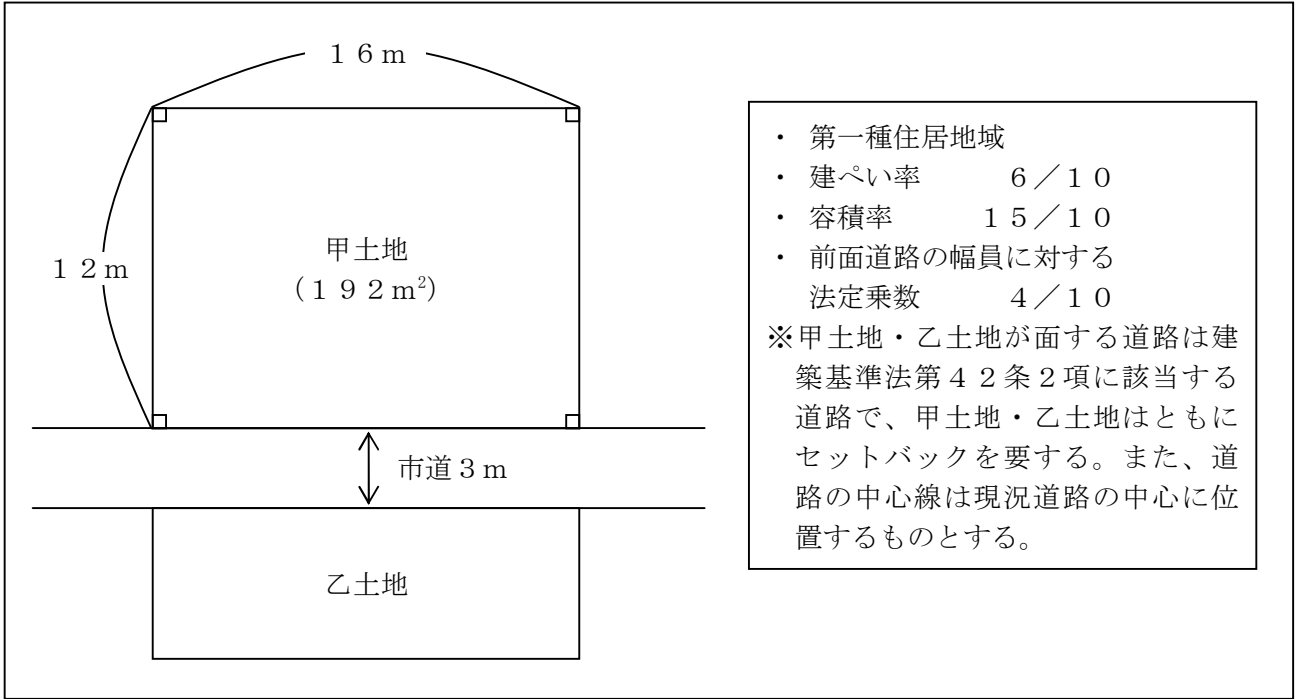
（ウ）この物件の専有面積（72.56m²）には、バルコニー面積が含まれている。

（エ）この物件の専有面積は壁芯面積で記載されているが、これは登記簿上の面積より小さい。

問 8

建築基準法に従い、下記<資料>の甲土地に建物を建てる場合の建築面積の最高限度として、正しいものはどれか。なお、<資料>に記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<資料>



1. 73.6 m²
2. 105.6 m²
3. 110.4 m²
4. 115.2 m²

問9

宇野さんは、9年前に相続により取得し継続して居住している自宅の売却を検討している。売却に係る状況が下記<資料>のとおりである場合、課税長期譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

<資料>

- ・ 平成28年3月に自宅（土地および建物）を売却し、同月中に引渡しを行った。
 - ・ 取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。
 - ・ 売却価格（合計）：8,500万円
 - ・ 譲渡費用（合計）：300万円
- ※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。
- ※所得控除は考慮しないものとする。


1. 4,350万円
2. 4,620万円
3. 4,775万円
4. 5,060万円

【第4問】下記の（問10）～（問13）について解答しなさい。


問10

井川祐子さん（38歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、祐子さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

保険種類 医療保険 証券番号 **** ** **	契約日（保険期間の始期） 平成20年10月1日	
保険契約者	井川 祐子 様	保険契約者印 
被保険者	井川 祐子 様 契約年齢 30歳	
受取人	給付金 被保険者 様 死亡保険金 井川 彰 様（夫）	
指定代理請求人	井川 彰 様（夫）	
◇保障内容		
疾病入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）	
災害入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）	
手術給付金	1回につき 10万円（約款所定の手術を受けたとき）	
通院給付金	1日につき 日額3,000円（退院後の通院に限る）	
死亡保険金	100万円	
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は60日、通算限度日数は1,095日です。 ※通院給付金の1入院当たりの限度日数は30日、通算限度日数は700日です。		
◇保険期間・保険料		
保険期間	終身	保険料
保険料払込期間	終身	毎回 ****円
		保険料払込方法
		月払い

<資料／保険証券2>

終身ガン保険		保険証券記号番号 ○○-○○○○○	
保険契約者	井川 祐子 様	保険契約者印 	◇契約日 平成18年8月1日
被保険者	井川 祐子 様 昭和53年4月23日生 女性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 井川 彰 様 (夫)		受取割合 10割
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	毎回 △△△△円
ガン入院給付金	1日目から	日額 1万円	
ガン手術給付金	1回につき	20万円	
死亡給付金	ガンによる死亡	20万円	[保険料払込方法] 月払い
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

- ・ 祐子さんが現時点（38歳）で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 祐子さんが現時点（38歳）で、網膜剥離で8日間入院し、約款所定の手術（1回）を受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 祐子さんが現時点（38歳）で、初めて乳ガン（悪性新生物）と診断され12日間入院し、約款所定の手術（1回）を受け、退院の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

問 1 1

五十嵐幸彦さんが銀行の窓口で契約した個人年金保険（下記＜資料＞参照）に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、幸彦さんが加入している個人年金保険は下記＜資料＞の契約のみとし、平成27年分までの保険料は払込み済みで契約は有効に継続しているものとする。また、保険料負担者は幸彦さんであり、平成27年中の配当はないものとする。

＜資料：個人年金保険 保険証券（一部抜粋）＞

保険契約者：五十嵐 幸彦 様 被保険者：五十嵐 幸彦 様（契約年齢：30歳） 年金受取人：五十嵐 幸彦 様 死亡給付金受取人：五十嵐 恭子 様（妻）	契約日：平成26年6月1日 保険料払込期間：60歳払込満了 保険料：10,400円（月払い） ＊税制適格特約付加
◆ご契約内容 基本年金額：40万円（60歳年金支払開始・10年確定年金）	

＜平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る所得税の生命保険料控除額＞

[一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除]

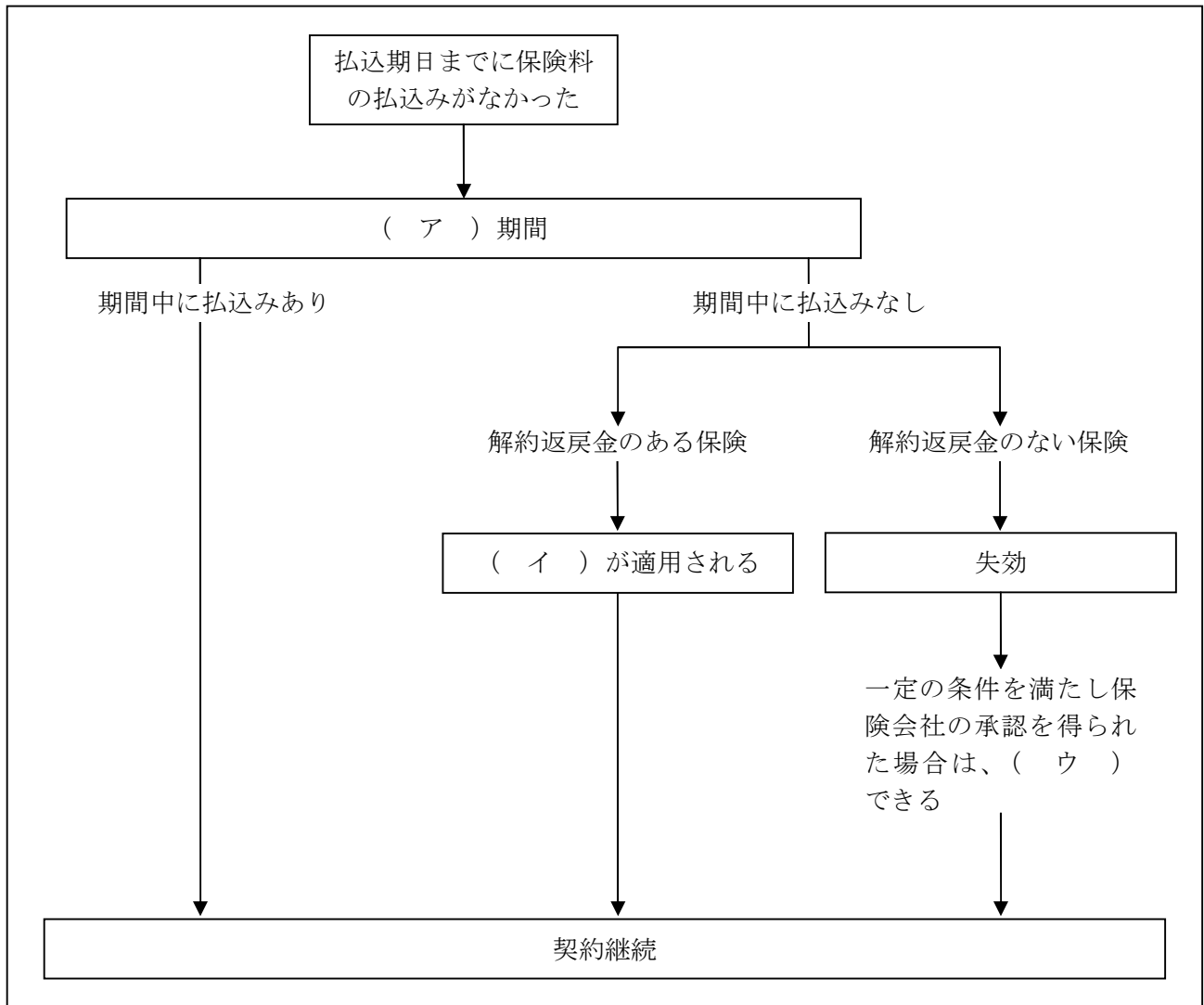
年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超		40,000円

- （ア） 幸彦さんの平成27年分の所得税の個人年金保険料控除額は、40,000円である。
- （イ） 契約先の保険会社が破綻した場合には、この保険は預金保険機構による保護の対象となる。
- （ウ） 幸彦さんが毎年受け取る年金は、雑所得として所得税の課税対象となる。

問 1 2

山根さんは、現在加入している生命保険の保険料を払込期日に支払うことができなかったため、保険契約が継続できるのかFPの伊丹さんに相談をした。伊丹さんが、生命保険の契約継続について一般的な流れを説明する際に使用した下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）に入る語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

<資料>



<語群>

- | | | | |
|-------------|---------|-----------|----------|
| 1. 延長（定期保険） | 2. 免除 | 3. 自動振替貸付 | 4. 契約者貸付 |
| 5. 再契約 | 6. 払込猶予 | 7. 復活 | 8. てん補 |
| 9. 減額 | 10. 更新 | | |

問 1 3

損害保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれの保険も特約は付加していないものとする。

1. ジョギング中に心臓発作を起こして入院した場合、普通傷害保険の保険金の支払い対象となる。
2. 工作中的の事故で負傷し、数ヵ月間入院治療のため就業することがまったくできなかった場合、所得補償保険の保険金の支払い対象となる。
3. 海外旅行中に食べた料理が原因で細菌性食中毒を起こして入院した場合、海外旅行傷害保険の保険金の支払い対象となる。
4. 飼い犬が近所の子どもにかみついでケガをさせた場合、個人賠償責任保険の保険金の支払い対象となる。

【第5問】下記の（問14）～（問17）について解答しなさい。

問14

土地や上場株式の譲渡に係る所得税に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）土地や上場株式の譲渡所得については、給与所得などと合算せず、分離して課税する分離課税制度が採用されている。
- （イ）土地の譲渡所得金額を計算する際は、所有期間によって長期譲渡所得と短期譲渡所得に分けられ、譲渡した年の1月1日において所有期間が3年を超えるときは長期譲渡所得となる。
- （ウ）上場株式の譲渡所得金額を計算する際は、所有期間によって長期譲渡所得と短期譲渡所得に分けられ、譲渡した年の1月1日において所有期間が3年を超えるときは長期譲渡所得となる。

問15

退職所得（特定役員退職手当等に係るものを除く）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、退職は障害者になったことに基因するものではないものとする。

1. 勤続年数20年以下で退職した場合の退職所得控除の額は、40万円×勤続年数（最低80万円）で計算する。
2. 退職所得控除の額を計算する際の勤続年数に1年未満の端数があるときには、端数が1日でも1年に切り上げる。
3. 退職所得の金額は、退職一時金の額から退職所得控除の額を控除した残額の2分の1に相当する額となる。
4. 退職一時金を受け取る際、「退職所得の受給に関する申告書」をその退職一時金の支払者に提出していれば勤続年数に応じた退職所得控除を受けることができるが、確定申告は行わなければならない。

問 16

柴田さん（67歳）の平成27年分の収入等が以下のとおりである場合、柴田さんの平成27年分の総所得金額として、正しいものはどれか。

<平成27年分の収入等>

内容	金額
老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）	310万円
養老保険の満期保険金	240万円

※老齢厚生年金および企業年金は、公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※養老保険（保険期間30年）の保険契約者および満期保険金受取人はともに柴田さんで、既払込保険料（柴田さんが全額負担している）は150万円である。なお、契約者配当については考慮しないこととする。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

1. 210万円
2. 235万円
3. 280万円
4. 330万円

問 17

馬場さんには生計を一にする妻と中学生の長女がいる。馬場さんが平成27年中に支払った医療費等に係る医療費控除に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）馬場さんが自家用車で通院した際に利用した病院敷地内の駐車場の駐車料金は、医療費控除の対象となる。
- （イ）馬場さんが一般的な近視を矯正するために眼鏡を購入した費用は、医療費控除の対象とならない。
- （ウ）馬場さんの妻が美容のために歯科矯正を行った場合の費用は、医療費控除の対象となる。
- （エ）馬場さんの長女が部活動で足を骨折し、歩行が困難であったためタクシーで接骨院へ移動した場合のタクシー代金は、医療費控除の対象とならない。

【第6問】下記の（問18）～（問20）について解答しなさい。

問18

露木和美さん（44歳）は、父親（68歳）と祖母（90歳）から下記＜資料＞の贈与を受けた。和美さんの平成27年分の贈与税に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

＜資料＞

[平成27年中の贈与]

- ・平成27年11月に父親から贈与を受けた金銭の額：1,000万円
- ・平成27年10月に祖母から贈与を受けた金銭の額：450万円

[平成26年中の贈与]

- ・平成26年12月に父親から贈与を受けた金銭の額：2,000万円

※平成27年中および平成26年中に上記以外の贈与はないものとする。

※住宅取得等資金に係る贈与ではないものとする。

※父親からの贈与については、平成26年から相続時精算課税制度の適用を受けている（適用要件は満たしている）。

- ・和美さんが平成27年の父親からの贈与について控除できる特別控除額は（ア）となる。
- ・和美さんの平成27年分の贈与税額は、父親からの贈与に係る贈与税額（イ）と祖母からの贈与に係る贈与税額（ウ）の合計額となる。

＜語群＞

- | | | | |
|----------|------------|---------|----------|
| 1. 0円 | 2. 41万円 | 3. 60万円 | 4. 100万円 |
| 5. 500万円 | 6. 3,000万円 | | |

<贈与税の速算表>

(a) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(b) 上記(a)以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

問 19

下記<資料>の自宅の敷地（自用地）について、路線価方式による相続税評価額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

← 200C →

12m

(120m²)

10m

[借地権割合]

記号	借地権割合
A	90%
B	80%
C	70%
D	60%
E	50%
F	40%
G	30%

注1：奥行価格補正率 10m以上12m未満 1.00
 注2：借家権割合 30%
 注3：その他の記載のない条件は、一切考慮しないものとする。

問20

下記の相続事例（平成28年4月10日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。

<課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額>

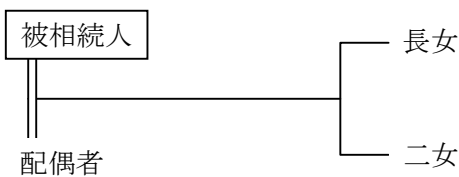
土地：1,200万円（小規模宅地等の評価減特例適用後）

建物：1,000万円

現預金：3,000万円

債務および葬式費用：400万円

<相続人関係図>



- ・ 長女は、被相続人より平成26年10月に居住用マンションの購入資金として500万円の贈与を受け、その全額について「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けている。
- ・ 二女は、被相続人より平成27年2月に車の購入資金として現金100万円の贈与を受けている。
- ・ すべての相続人は、相続により財産等を取得している。
- ・ 相続人のうち、相続時精算課税制度を選択した者はおらず、相続を放棄した者もない。

1. 4,800万円
2. 4,900万円
3. 5,300万円
4. 5,400万円

【第7問】下記の（問21）～（問23）について解答しなさい。

<倉田家の家族データ>

氏名	続柄	生年月日	備考
倉田 修治	本人	昭和60年10月14日	会社員
美穂	妻	昭和61年11月25日	専業主婦
隼人	長男	平成24年10月18日	
梨奈	長女	平成26年 7月 6日	

<倉田家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年	
西暦(年)		2015	2016	2017	2018	2019	
平成(年)		27	28	29	30	31	
家族構成/ 年齢	倉田 修治	本人	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳
	美穂	妻	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳
	隼人	長男	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
	梨奈	長女	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
ライフイベント		変動率		隼人 幼稚園 入園	住宅購入	梨奈 幼稚園 入園	隼人 小学校 入学
収入	給与収入(夫)	1%	413	417	421	426	430
	収入合計	—	413	417	421	426	430
支出	基本生活費	2%	146			(ア)	
	住居費	—	102	102	128	146	146
	教育費	—	10	35	30	66	72
	保険料	—	26	26	26	26	26
	一時的支出	—			800		
	その他支出	1%	15	15	15	15	16
	支出合計	—	299	327	1,151		418
年間収支		—	114	90	▲730		12
金融資産残高		1%	982	(イ)			401

※年齢は各年12月31日現在のものとし、平成27年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としてある。

問 2 1

倉田家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 2

倉田家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 3

倉田さんは、2年後に予定している住宅購入に当たり、住宅ローンの金利について調べてみた。元利均等返済の一般的な住宅ローンに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 変動金利型の適用金利は、半年ごとに見直される。
2. 変動金利型の返済額は、金利の変動に応じて、毎月見直される。
3. 固定金利型の総返済額は、借入額、返済期間および金利が同じである元金均等返済よりも少ない。
4. 固定金利型の毎月返済額における元金と利息の内訳金額は、返済期間を通して一定である。

【第8問】下記の（問24）～（問26）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこと。
また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.952	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.924	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※係数表に記載されている数値は正しいものとする。

問 2 4

池谷さんは、子どもの教育資金として、毎年年末に一定額を積み立てて、15年後に300万円を準備したいと考えている。15年間、年利1.0%で複利運用する場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

問 2 5

山田さんは、老後の生活資金の一部として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取り期間を20年間とし、年利1.0%で複利運用する場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

問 2 6

長谷川さんは、住宅購入資金として4,000万円を借り入れることを考えている。25年間、年利1.0%で毎年年末に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

【第9問】下記の（問27）～（問33）について解答しなさい。

<設例>

大久保直樹さんは、民間企業に勤務する会社員である。直樹さんと妻の真紀さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある香川さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成28年4月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
大久保 直樹	本人	昭和53年12月 9日	37歳	会社員（正社員）
真紀	妻	昭和54年11月23日	36歳	会社員（正社員）
奈緒	長女	平成24年10月 6日	3歳	保育園児
優哉	長男	平成26年 9月14日	1歳	保育園児

[収入金額（平成27年）]

- ・ 直樹さん：給与収入550万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。
- ・ 真紀さん：給与収入350万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

- ・ 賃貸マンションに居住しており、家賃は月額12万円（管理費込み）である。
- ・ マイホームとして販売価格3,600万円（うち消費税120万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

- ・ 直樹さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：120万円
 - 銀行預金（定期預金）：400万円
 - 財形住宅貯蓄（保険型）：200万円
- ・ 真紀さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：100万円
 - 銀行預金（定期預金）：300万円
 - 財形住宅貯蓄（金銭信託）：100万円

[負債]

直樹さんと真紀さんに負債はない。

[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額4,000万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は直樹さんである。
- ・ 医療保険B：入院給付金日額5,000円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は真紀さんである。

問 27

大久保さん夫婦は、平成28年6月にマンションを購入する予定である。大久保さん夫婦が<設例>のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は8%とし、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 28

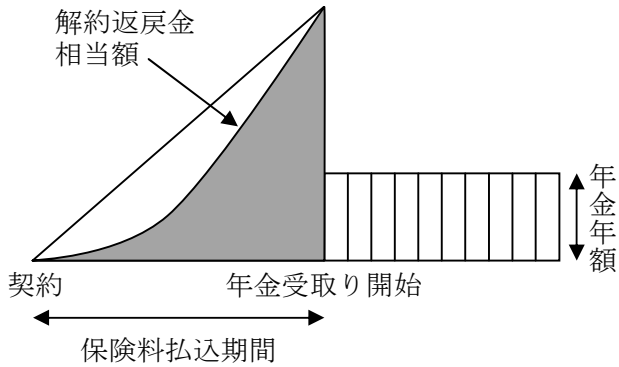
大久保さん夫婦は、マンションの購入に当たり、積み立てている財形住宅貯蓄を払い出そうと考えており、FPの香川さんに質問をした。財形住宅貯蓄に関する香川さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「真紀さんの財形住宅貯蓄（金銭信託）の非課税限度額は、財形年金貯蓄と合わせて、元利合計で550万円までです。」
2. 「直樹さんの財形住宅貯蓄（保険型）の非課税限度額は、財形年金貯蓄と合わせて払込保険料累計額で385万円までです。」
3. 「ご夫婦の共有名義の居住用新築マンションの購入のために財形住宅貯蓄を非課税で払い出すためには、床面積が50m²以上の物件を選ぶ必要があります。」
4. 「マンションの購入について大久保さんご夫婦が財形住宅融資を受ける場合、一定の要件を満たしていれば、一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄の合計残高の10倍の範囲内で融資を受けることができます。」

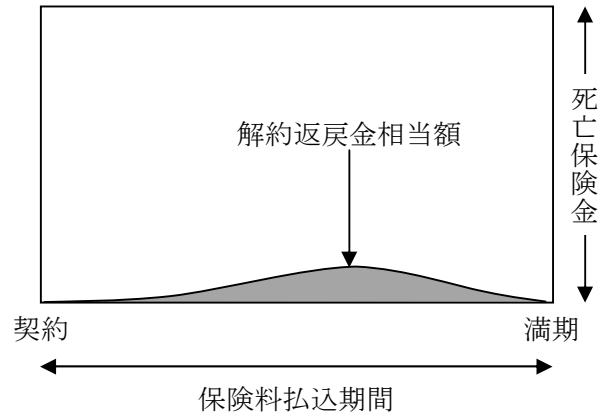
問 29

直樹さんは、生命保険の解約返戻金について、FPの香川さんに質問をした。香川さんが、生命保険の解約返戻金相当額について説明する際に使用した下記のイメージ図のうち、直樹さんが契約している定期保険の解約返戻金相当額の推移に係る図として、最も適切なものはどれか。なお、下記のイメージ図は、定期保険、終身保険、養老保険、定額個人年金保険のいずれかである。

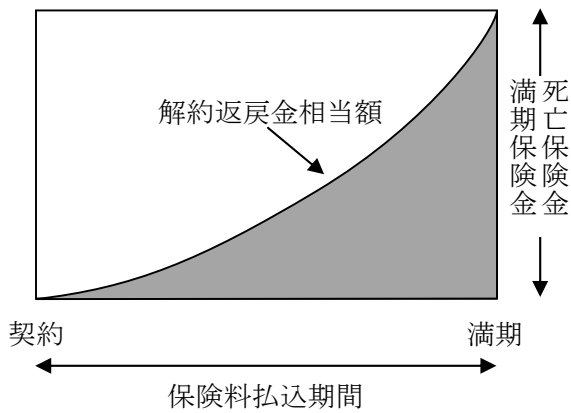
1.



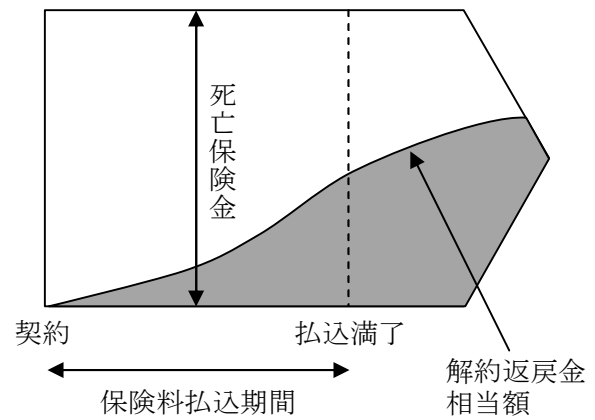
2.



3.



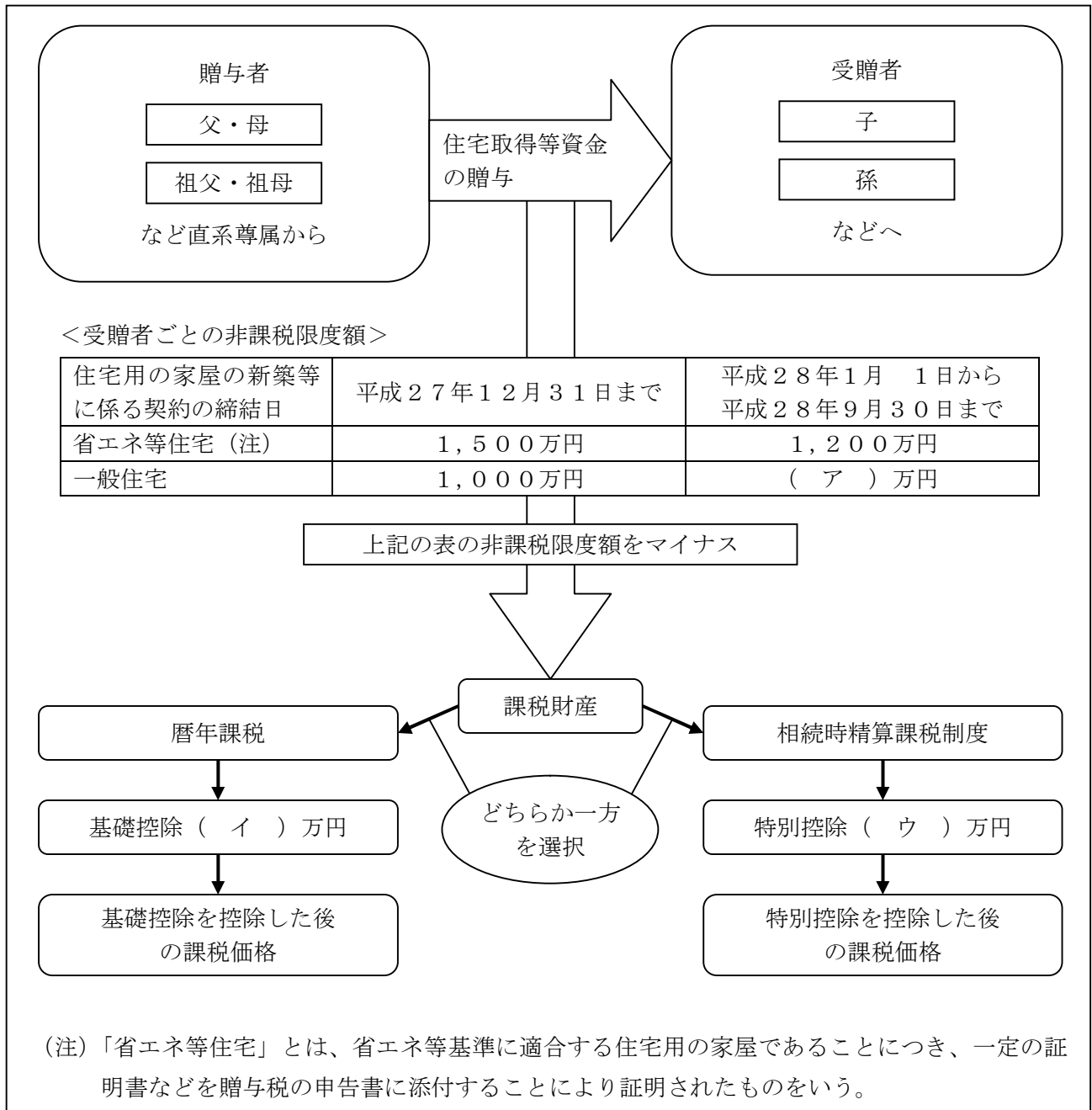
4.



問30

F Pの香川さんは、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」について直樹さんから質問を受け、イメージ図を使ってその仕組みを説明した。下記イメージ図の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、大久保さん夫婦はこれまでに贈与を受けたことがなく、この特例について初めて適用を受けるものとする。

＜直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税のイメージ図＞



（出所：国税庁HPを基に作成）

<語群>

60 110 700 1,000

1,200 1,500 2,500 3,500

問 3 1

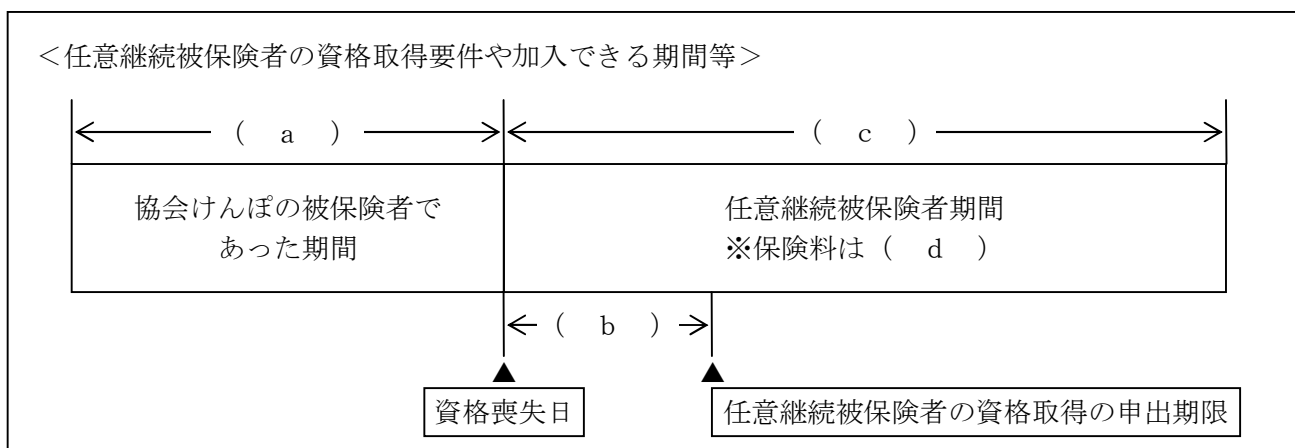
真紀さんは、優哉さんが満1歳に達するまでの間、育児休業を取得しその後職場復帰した。育児・介護休業法に基づく育児休業等期間中の社会保険料の免除に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、真紀さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、かつ第1号厚生年金被保険者である。

育児・介護休業法による育児休業等期間について、事業主が（ア）、社会保険（健康保険および厚生年金保険）の保険料は、（イ）徴収されない。健康保険の保険給付は、社会保険料が徴収されていなくても、従来どおり受けることができる。また、厚生年金保険の保険給付の額等の計算に当たっては、この場合における保険料免除期間は、保険料を（ウ）期間と同様に取り扱われる。

1. （ア）申出をしたときは （イ）被保険者負担分・事業主負担分とも （ウ）納めた
2. （ア）申出をしたときは （イ）被保険者負担分に限り （ウ）納めなかった
3. （ア）申出をしなくとも （イ）被保険者負担分・事業主負担分とも （ウ）納めなかった
4. （ア）申出をしなくとも （イ）被保険者負担分に限り （ウ）納めた

問 3 2

直樹さんの父の賢太郎さん（64歳）は、30年間勤務した会社をまもなく定年退職する予定であり、退職後の公的医療保険については健康保険の任意継続被保険者になることを考えている。全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）における任意継続被保険者の資格取得要件や加入できる期間等について示した下図の空欄（a）～（d）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。



- （ア）空欄（a）にあてはまる語句は、「継続した4ヵ月以上」である。
- （イ）空欄（b）にあてはまる語句は、「2週間」である。
- （ウ）空欄（c）にあてはまる語句は、「3年間」である。
- （エ）空欄（d）にあてはまる語句は、「全額自己負担」である。

問 3 3

真紀さんは、仮に直樹さんが平成28年6月に37歳で在職中に死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの香川さんに質問をした。真紀さんが65歳になるまでに受給できる遺族年金に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、直樹さんは大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとし、このほかに公的年金加入期間はないものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

- (ア) 遺族基礎年金は、真紀さんが65歳に達するまで支給されるが、末子の優哉さんが18歳に達した日以後の最初の3月31日を終了すると子の加算額が加算されなくなる。
- (イ) 遺族厚生年金の額（中高齢寡婦加算額は除く）は、直樹さんの厚生年金保険の被保険者期間（短期要件に該当するため300月とみなして計算される）に基づく報酬比例部分の年金額の4分の3に相当する額である。
- (ウ) 中高齢寡婦加算額は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合、その被保険者期間が20年以上であることが加算要件とされるため、真紀さんに支給される遺族厚生年金には加算されない。

【第10問】下記の（問34）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

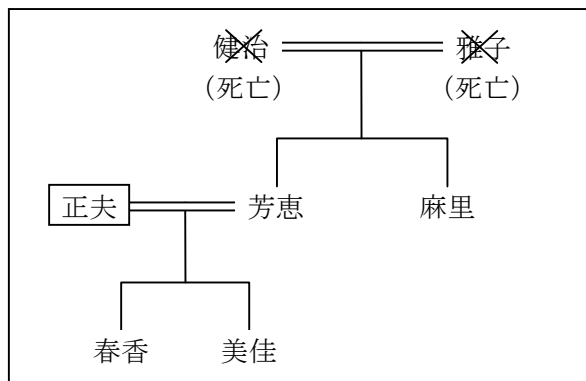
物品販売業（神田商店）を営む自営業者の神田正夫さん（青色申告者）は、この度、今後の生活のことや事業のことなどに関して、FPで税理士でもある宮本さんに相談をした。なお、下記のデータは平成28年4月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
神田 正夫	本人	昭和38年 6月12日	52歳	自営業
芳恵	妻	昭和43年 9月21日	47歳	パート勤務（注1）
春香	長女	平成11年 7月22日	16歳	高校生
美佳	二女	平成15年11月25日	12歳	中学生

注1：芳恵さんは、スーパーYでパート勤務をしている。

II. 神田家の親族関係図



III. 神田家（正夫さんと芳恵さん）の財産の状況

<資料1：保有資産（時価）>

（単位：万円）

	正夫	芳恵
金融資産		
預貯金等（事業用を含む）	1,660	1,120
株式等	280	—
生命保険（解約返戻金相当額）	<資料3>を参照	<資料3>を参照
事業用資産（注2）		
棚卸資産（商品）	<資料4>を参照	—
固定資産	<資料4>を参照	—
不動産		
土地（自宅敷地）	—	2,400
建物（自宅）	—	600
その他（動産等）	320	50

注2：記載以外の事業用資産については考慮しないこと。

<資料2：負債残高>

事業用借入（証書貸付）：<資料4>を参照（債務者は正夫さん）

自動車ローン：220万円（債務者は正夫さん）

<資料3：生命保険>

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	保険期間
定期保険A（注4）	正夫	正夫	芳恵	1,000	—	平成36年まで
定期保険特約付 終身保険B （終身保険部分）	正夫	正夫	芳恵	300	200	終身
（定期保険部分）	正夫	正夫	芳恵	1,500	—	平成35年まで
定期保険C	正夫	芳恵	正夫	300	—	平成39年まで
養老保険D	正夫	正夫	芳恵	500	450	平成35年まで
終身保険E	芳恵	正夫	芳恵	240	200	終身
終身保険F	芳恵	芳恵	正夫	500	470	終身
終身保険G	正夫	正夫	芳恵	600	270	終身

注3：解約返戻金相当額は、現時点（平成28年4月1日）で解約した場合の金額である。

注4：定期保険Aには、保険金額500万円の傷害特約が付加されており、傷害特約の保険期間は平成36年までである。

注5：すべての契約において、保険契約者が保険料を負担している。

注6：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

<資料4：神田商店の財務データ（平成27年分の青色申告決算書から抜粋）>

[損益計算書]

売上（収入）金額	4,500万円
売上原価	2,240万円
必要経費	
利子割引料	30万円
減価償却費	70万円
その他の必要経費（注7）	920万円
青色申告特別控除額	65万円

[資産および負債の状況]

資産	
棚卸資産（商品）	290万円
固定資産	910万円
負債	
借入金（注8）	600万円

注7：その他の必要経費は、すべて現金支出を伴うものである。

注8：平成27年中の借入金の元本返済額は100万円である。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問34

F Pの宮本さんは、まず現時点（平成28年4月1日時点）における神田家（正夫さんと芳恵さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、事業用資産および負債については、＜設例＞の＜資料4＞に記載された金額を使用すること。

＜神田家（正夫さんと芳恵さん）のバランスシート＞

（単位：万円）

＜資産＞		＜負債＞	
金融資産		事業用借入	×××
預貯金等（事業用を含む）	×××	自動車ローン	×××
株式等	×××	負債合計	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××		
事業用資産			
棚卸資産（商品）	×××		
固定資産	×××		
不動産		＜純資産＞	（ア）
土地（自宅敷地）	×××		
建物（自宅）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問35

＜設例＞の＜資料4＞および下記＜資料＞に基づいて計算した平成27年分の神田商店のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

<p>[前提条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算時において、売上および必要経費に関して「未収」・「未払」・「前受」・「前払」となっている金額はないものとする。また、平成27年中の固定資産の購入もないものとする。 ・ ＜資料4＞に記載されているデータおよび上記以外に、キャッシュフローの計算に影響を与えるものはないものとする。 <p>[キャッシュフローの計算式]</p> <p>キャッシュフロー＝売上（収入）金額－売上原価－必要経費の合計額＋必要経費のうち現金支出を伴わない経費の額－必要経費に含まれていない現金支出の額</p>
--

1. 1,140万円
2. 1,210万円
3. 1,240万円
4. 1,310万円

問36

正夫さんは、10年前に米ドル建て個人年金保険（下記＜資料＞参照）に加入しており、平成28年3月にこの個人年金保険の据置期間が満了して年金原資を一括して受け取った。正夫さんの平成28年分の所得税の一時所得の金額のうち、総所得金額に算入される額を計算しなさい。なお、正夫さんには、平成28年中にこの個人年金保険以外に一時所得に該当する所得はないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

[米ドル建て個人年金保険の明細]

保険契約者（保険料負担者）：正夫さん

保険金受取人：正夫さん

加入時期：平成18年3月

据置期間の満了日：平成28年3月

一時払い保険料（円換算）：400万円

年金原資の一括受取額：726万円

※正夫さんは、この米ドル建て個人年金の受取方法を5年確定年金での受取りとしていたが、据置期間の満了日前に一括での受取りに変更した。

問37

正夫さんは、自分に万一のことがあった場合、現在加入している生命保険から支払われる保険金がいくらになるのかFPの宮本さんに質問をした。正夫さんの死亡時に支払われる保険金に関する宮本さんの次の説明の空欄（ア）、（イ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ数値を何度選んでもよいこととする。また、現在加入中の生命保険は、解約せず同一内容で有効に継続し、かつ、特約は自動更新されていないものとする。

「春香さんが大学を卒業する予定の平成34年3月に正夫さんが交通事故等の不慮の事故で死亡すると仮定した場合、支払われる生命保険の保険金の合計は（ア）万円です。一方、美佳さんが大学を卒業する予定の平成38年3月に正夫さんが交通事故等の不慮の事故で死亡すると仮定した場合、支払われる生命保険の保険金の合計は（イ）万円です。」

<語群>

840 1,140 1,440 4,140 4,440 4,640

問 38

芳恵さんの妹の麻里さん（46歳）は会社員であったが、勤務していた事業所の廃止に伴い平成28年4月末日をもって離職を余儀なくされ、現在は求職活動中である。麻里さんに支給される雇用保険の基本手当に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、麻里さんは離職したT I社に37歳から勤務し、継続して雇用保険に加入しており、雇用保険の基本手当の受給要件はすべて満たしているものとする。また、麻里さんには、このほかに雇用保険の加入期間はなく、障害者等の就職困難者には該当しないものとし、個別延長給付については考慮しないものとする。

- ・ 基本手当の所定給付日数は、（ア）である。
- ・ 基本手当を受けられる期間は、原則として、離職日の翌日から（イ）である。
- ・ 基本手当は、麻里さんが「求職の申込み」をした日（受給資格決定日）以後、（ウ）を経て支給が開始される。

1. （ア）90日 （イ）1年 （ウ）待期期間および給付制限期間
2. （ア）240日 （イ）1年6ヵ月 （ウ）待期期間および給付制限期間
3. （ア）240日 （イ）1年 （ウ）待期期間
4. （ア）90日 （イ）1年6ヵ月 （ウ）待期期間

<資料：基本手当の所定給付日数>

[一般の受給資格者（定年・正当な理由がない自己都合退職等による離職者）]					
離職時の年齢	被保険者として雇用された期間				
全年齢	1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
	—	90日	120日	150日	

[特定受給資格者（倒産・解雇等による離職者）]					
離職時の年齢	被保険者として雇用された期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日	240日	270日	330日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

問 39

芳恵さんは、確定拠出年金に関する新聞記事を読み、個人型確定拠出年金に関心をもった。個人型確定拠出年金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 将来の給付額は、掛金や加入期間に基づいて、あらかじめ決定されている。
2. 掛金は、所得税の計算上、その全額が生命保険料控除の対象となる。
3. 老齢給付金を一時金として受け取る場合、所得金額の計算においては、公的年金等控除額を差し引くことができる。
4. 積み立てた資産は、原則として、60歳に達するまで任意に引き出すことはできない。

問 40

正夫さんは、62歳に達した月に老齢基礎年金の支給の繰上げを請求しようと考えている。老齢基礎年金の支給の繰上げに関するFPの宮本さんの次の説明の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、正夫さんは大学卒業後の23歳から現在の事業に従事し国民年金の第1号被保険者として保険料を継続して納付しており、今後も60歳になるまで納付を続けるものとする（保険料納付済月数は444月となる）。また、正夫さんには、このほかに公的年金加入期間はなく、国民年金保険料の免除期間もないものとする。

<繰上げ支給による老齢基礎年金の減額率（昭和16年4月2日以降生まれの者）>

繰上げ請求月	60歳到達月	61歳到達月	62歳到達月	63歳到達月	64歳到達月
減額率	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%

「正夫さんが62歳到達月に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合、正夫さんが受け取る繰上げ支給の老齢基礎年金は次の計算式で算出した額となります。

$$\text{計算式} = \text{老齢基礎年金（満額）} \times \frac{\text{（ア）月}}{\text{（イ）月}} \times \text{繰上げ支給の支給率（ウ）\%}$$

なお、原則として支給繰上げの請求を取り消すことはできません。」

1. （ア）480 （イ）444 （ウ）82.0
2. （ア）444 （イ）480 （ウ）82.0
3. （ア）480 （イ）444 （ウ）76.0
4. （ア）444 （イ）480 （ウ）76.0